

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成25年度第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成25年 7月18日(木) 10時00分から 12時00分まで
開催場所	枚方市役所別館 4階 特別会議室
出席者	加藤会長、若井委員、福岡委員、皆川委員
欠席者	松村副会長、田中委員
案件名	<p>1. 会長・副会長の選出について</p> <p>2. 会議の公開・非公開等について</p> <p>3. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議</p> <p>(1) 「KUZUHA MALL 本館(変更)」</p> <p>(2) 「(仮称) KUZUHA MALL 南館(新設)」</p> <p>(3) 「(仮称)枚方市大峰南町物販店舗(新設)」</p> <p>4. その他事務連絡等</p>
提出された資料等の名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枚方市大規模小売店舗立地審議会 委員名簿</li> <li>・ 資料1 枚方市附属機関条例</li> <li>・ 資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)</li> <li>・ 資料3 枚方市情報公開条例(抜粋)</li> <li>・ 資料4 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱要領案</li> <li>・ KUZUHA MALL本館について及び検討結果</li> <li>・ (仮称) KUZUHA MALL南館について及び検討結果</li> <li>・ 意見書</li> <li>・ (仮称) 枚方市大峰南町物販店舗について及び検討結果</li> <li>・ パワーポイント資料</li> </ul>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長に加藤委員、副会長に松村委員を選出</li> <li>・ 審議会の公開</li> <li>・ 議事録の公開</li> <li>・ 傍聴手続き</li> </ul> <p>(審議事項)</p> <p>KUZUHA MALL本館及び(仮称) KUZUHA MALL南館については、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見はなしとする。ただし、交通に関する事項等で留意事項等を附するものとする。</p> <p>(仮称) 枚方市大峰南町物販店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見はなしとする。</p>

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	8人
所管部署 (事務局)	地域振興部 産業振興課

審 議 内 容

事務局 それでは、定刻になりましたので、平成25年度第1回枚方市大規模小売店舗立地法に基づく審議会を開催させていただきます。  
本日は委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。  
はじめに、委員の皆さまのお手元に審議会委員の委嘱状を封筒に入れてご用意させていただいております。  
本来でございましたら、市長から直接お渡しさせていただくところではございますが、失礼ながら直接事務局からお渡しさせていただきますので、ご了承下さいようお願い申し上げます。  
それでは、審議会の開催にあたりまして、本市地域振興部長の宮本からひとつごあいさつを申し上げます。

宮本部長 皆さま、お早うございます。枚方市で産業の担当をさせていただいております、地域振興部長の宮本でございます。  
委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、審議会委員を快くお引き受けいただき、また、本日は平成25年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
枚方市では本年1月から大阪府の権限委譲を受けまして、大規模小売店舗立地法に基づく届出受理等の業務を行っております。この届出の内容、また法に基づき、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見をするかどうかにつきまして、より専門的な見地から審議を行う必要があることから地方自治法の規定による附属機関と致しまして本審議会を設置させていただいたところでございます。  
この審議会では、大規模小売店舗立地に係る周辺地域の生活環境の保持につきまして、重要事項に関する調査・審議をお願いいたしますとともに、設置者に対する意見等の内容につきましても、本市の実情も踏まえたご審議をいただければと考えております。  
なお、本日はKUZUHA MALLの本館の変更、及び南館の新設、大峰南町の物販店舗の計3件の案件を予定しております。  
委員の皆さま方におかれましては、それぞれご専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。  
委員の皆さま、今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは案件の方に移る前に、お手元にお配りしております資料の確認をお願い申し上げます。  
先ず本日の次第、それから委員名簿、資料1：枚方市附属機関条例、資料2：

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 資料3：枚方市情報公開条例（抜粋） 資料4：枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱要領案、本日の審議案件になります、審議案件1：KUZUHA MALLの本館について検討結果、審議案件2：（仮称）KUZUHA MALLの南館について及びその検討結果、住民の皆さまからいただきました意見書、審議案件3：（仮称）枚方市大峰南町物販店舗についてとその検討結果となっております。別途、本日パワーポイントにおいてご説明させていただきます資料をお配りしておりますが、資料の過不足等ございませんでしょうか。

（過不足なし）

事務局 それでは、本日の案件の方に移りたいと思います。この後の案件でございますが、会長並びに副会長の選出までの間、事務局で議事進行の方をさせていただきますので、ご協力の方向卒よろしくお願い申し上げます。  
まず本日は第1回の審議会ということでございますので、各委員の先生方のご紹介の方を事務局よりさせていただきます。順不同のご紹介でございますので、ご了承ください。

（事務局：委員紹介）

なお、本日、田中委員、松村委員におかれましては、所用のため欠席のご連絡をいただいております。  
つづきまして、本日出席しております事務局職員の紹介をさせていただきます。

（事務局：職員紹介）

なお、本日、委員の皆さま6名中4名のご出席をいただいております。委員の1/2以上のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることを報告させていただきます。

それでは、案件の方に移りたいと思います。まず案件1、会長並びに副会長の選出についてでございます。

枚方市附属機関条例第4条第2項におきまして、会長並びに副会長の選出は、委員の互選により定めると規定されております。

それでは会長並びに副会長の立候補、またはご推薦がございましたらよろしくお願い申し上げます。

（「事務局から推薦いただければ」の声）

ただいま、「事務局推薦」といただきましたので、僭越ながら事務局からご推薦をさせていただきます。

事務局案といたしまして、会長に加藤委員、副会長に本日欠席されていますがご承諾いただいておりますので、松村委員にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか？

(「異議なし」の声)

異議なしということで、それでは会長に加藤委員、副会長には松村委員とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは恐れ入りますが、加藤会長にはお席を前方の会長席の方へ移動お願いいいたします。

(加藤委員、会長席へ)

事務局 加藤会長、ごあいさつを頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

会 長 ご指名ですので会長を引き受けさせていただきます。  
大阪市立大学の加藤と申します。このペットボトルの水を大変懐かしく思っており、数年前に総合計画の委員として参画したのですが、枚方市のその時の印象というのは、大変民度が高いといえますか、市民のまちづくりに対する関心が高く、有能な行政がそれを上手くリードしているというような印象を受けました。

この立地審というのも市民の方々の、先ほどごあいさつがありましたけれども、生活環境の保持という観点から審議することになりますので、我々もまちづくりといえますか、良好な市民生活を担保するといえますか、確保するうえで、非常に重要な役割を担っていると思います。皆さまにご協力をいただきまして、議事進行、適切な審議会にして参りたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいいたします。

事務局 どうもありがとうございました。  
それでは以降の進行につきましては、加藤会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

会 長 では、早速始めたいと思います。  
先ず初回ですので、案件2の審議会の公開・非公開について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 それではご説明申し上げます。  
資料1の枚方市附属機関条例をご覧ください。  
第6条第1項におきまして、原則と致しまして公開しております。  
非公開とできる要件といたしまして、資料2の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程で、資料3の枚方市情報公開条例の第6条の規定による非公開情報が含まれる事項について、審議・調査等を行う場合、また公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、その目的を達成することが出来ない場合と規定しております。会議の公開または非公開の決定につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第4条におきまして、会議に諮らうえ行うことといたしております。本審議会につきましては非公開とする要件に該当しないものと考えられることから、公開するという事でお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、会議録の作成についてですが、枚方市附属機関条例 第6条第2項におきまして、会議の議事につきましては会議録を作成しなければならないとしております。枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 第7条第3項第1号では審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記録することとされております。これは委員の皆さまのご発言の内容につきましては、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものです。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただくこととしてはどうかと考えております。

事務局といたしましては、会議録につきましては事務局作成のうえ、全員にご確認いただいた後、確定いたしまして公表することとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。  
よろしく願いいたします。

会長 ただいま、事務局から本審議会の公開及び会議録の取扱いに関して説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問を頂戴したいと思います。  
特にございませんか？

委員 この審議会は傍聴も可能ですか？

会長 はい。それは後に。

委員 そうということで、特段非公開にする理由も見当たりませんので公開していただく。ただ一点、少し気になりましたのは、議事録の公開の時に会長・副会長というのは出るというお話でしたよね？

会 長 そうですね、でないと個人が特定されてしまいますので。

委 員 そうですね？一応そこまでは対応していただけるようであれば、その案で結構かと思います。

会 長 それでは本件につきましては、審議会の会議を公開すること。  
それから会議録につきましては、全文筆記または全文に近い要約筆記ということで。関西弁はどれだけ入れるかということはあるのですが、その辺は適切にさせていただくということで。  
全文に近い要約筆記として、委員が確認後に公開することということで、ご異議ございませんでしょうか？

(「異議なし」の声)

それでは、異議なしということで、本審議会については公開とすることとし、会議録については委員が確認後に公開することという風にしたいと思います。次に先ほどもありましたけれども、会議の公開に当たり傍聴手続きなどを定める必要がありますが、事務局より手続き、手順の提案というのはございますか。

事務局 それでは、手続きの説明をさせていただきます。  
恐れ入りますが、資料2をご覧ください。  
枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 第5条第3項において「審議会は当該会議の公開にあたっては当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続きその他必要な事項を定めると共に、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない」としておりますことから、資料4のとおり枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱要領案をご提案させていただきます。  
傍聴者につきましては、そちらの資料1の(1)にありますとおり、傍聴人には受付簿に住所氏名をご記入いただき、会場へ入場いただきます。また傍聴定員につきましては会場等の都合もございますが、1-3のとおり原則10名として、席が増やせる場合に限り、会長におかれまして定員を超える傍聴を認めることができるものとしております。  
以上、要領案につきましてよろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

会 長 ただいまご説明いただきました、傍聴手続きにつきまして、ご意見ございませんでしょうか？  
特にないようでしたら、事務局案とおりにしたいと思いますのですが？

(「結構です」の声)

はい。では、本日の傍聴希望者は何名ですか？

事務局 本日の傍聴希望者は8名になっております。

会 長 そうですか。はい、分かりました。  
それでは、しばらく休憩を取って、その間に傍聴希望者の方にお入りいただくよう、事務局で手続きをお願いしたいと思います。  
では、その間休憩ということにさせていただきます。

【休憩】

会 長 それでは、議事を再開したいと思います。  
次第の3「大規模小売店舗立地法に基づく届出に係わる審議」について、順次行っていきたいと思いますが、先ず1のKUZUHA MALL本館変更案件ですね、それから2の仮称KUZUHA MALL南館、これは新設ですけども、これらについて一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 (審議案件1 KUZUHA MALL本館【変更】について説明)

事務局 当該施設の届出書の縦覧期間および住民等意見書の受付期間は、平成24年12月21日～平成25年4月22日で、この間におきまして平成25年2月6日にこの施設の近隣住民の方に向けた説明会を行いました。当日は101名の住民の方が参加され、こちらに列挙いたします6件の意見書が提出されております。この期間内に提出された意見書につきましては、平成25年5月17日から1箇月間縦覧させていただいております。寄せられました住民の方からの内容につきましては、

- (1) 周辺道路の交通に及ぼす影響が懸念されるため、地域の住民等の交通上の利便の確保を図ること。
  - (2) 通学路における児童の安全を確保すること。
  - (3) 自動車からの排気ガスにより周辺の生活環境に悪影響を与えないように配慮すること。
  - (4) 歩行者の安全を確保するために、必要な対策を講じること。
  - (5) 店舗周辺の住宅街道路の交通に悪影響を与えることのないようにすること。
  - (6) 周辺の生活環境への影響について、十分な調査及び予測を行うこと。
- 以上の内容でございます。



事務局 本件の届出に対しまして、枚方市として検討した結果、指針等々と照らし合わせて特に問題はないということから、本館につきましては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「なし」としております。

事務局 続きまして審議案件2（仮称）KUZUHA MALL南館の説明をさせていただきます。

（審議案件2（仮称）KUZUHA MALL南館【新設】について説明）

事務局 当該施設の届出書の縦覧期間および住民等意見書の受付期間は、本館と同様でございます。平成24年12月21日から平成25年4月22日の間で、この間に本館と同様平成25年2月6日に対象となります近隣住民の方に向けた説明会を開催しております。出席者は本館と同じ101名の方で、こちらにつきましては7件のご意見が寄せられております。期間内に寄せられた意見書につきましては、平成25年5月17日から1ヶ月間縦覧させていただいております。内容につきましては、

- ・ 駐車場の出入口について、位置の変更等により、騒音防止に努めること。
- ・ 自動車からの排気ガスにより周辺の生活環境に悪影響を与えないように配慮すること。

等、7件の意見が寄せられております。

以上が内容でございまして、こちらにつきましても本館と同様に届出内容を枚方市として検討しました結果、指針等々と照らし合わせて特に問題はないということから、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「なし」としております。

なお、本日欠席されております副会長から、法上の意見ではないということですが留意事項として、1点目として「駐車場を一体的に供するために利用者への適切な利用の為に案内、情報提供に努めていただきたい。」との意見をいただいております。この理由につきましては、先ほどの説明のとおり、本館・南館・西館と、駐車場が3箇所に分かれているということもありますので、利用者が混乱を招かないように円滑に誘導することで、道路への負荷を低減するよう検討いただきたいということです。

また、2点目として、この審議会が終ってKUZUHA MALLさんが開店した後も、交通渋滞等の問題が発生して周辺住民等からなにがしかの指摘があった場合においても、関係者を集めた協議の場を設けて適切に対応していただきたいとの意見がございました。

あと1点は質問という形で、内容確認ということでしたが、京阪樟葉

駅が隣接している場所でございますが、当然のことながら公共交通施設、路線バス等がこのKUZUHA MALLを利用することによって道路渋滞等により定時性の確保がなかなか困難であると考えられるので、その点はどのような風に考えておられるのか。というようなご質問が寄せられました。

その点につきましては現在交通管理者、いわゆる警察署と本市の道路管理者等と設置者さんの方でバスの優先等も含めた中身を協議している、検討しているというところであるとの回答をさせていただいて、一応ご理解はいただいたというところでございます。

以上、簡単ではございますが、審議案件1 KUZUHA MALL本館、審議案件2 KUZUHA MALL南館についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 はい。増床・新設。まあ同じ施設ですので、一括で説明していただき、ちょっと説明が長くなりましたが、ご苦労さまでした。

それでは、皆さまから、ご意見・ご質問を頂戴したいと思うのですが。先ほど副会長からは交通について出ましたので、おそらくこの点が非常に議論のポイントになるかと思うので、それ以外で先ずなにかご意見・ご質問があれば伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか？

委 員 確認しておきたいことがいくつかありまして、たとえば、スライドで言えばP.8です。本館の方の届出書付図4-1となっています。この進入路部分はどうなっているのですか？

事務局 その部分に関しましては、ブリッジといいますか、丁度スロープになって、この市道の上を通るような形でこの駐車場へ入るようになっています。

委 員 そうですか。図では廃棄物保管施設の表示があるので分からない。

事務局 図では表示が重なっていますが、スロープでこの道路の上を通っているような形で駐車場へ入るような動線をとっていて、立体交差というような形です。

委 員 立体通路ですか？

事務局 はい、そうですね。

委 員 あとは建物周辺ですね。もう一つ。  
退店経路がありましたね、P.21。これは、こう出て右折して？

事務局 そうですね、ここの出口から出られて、ここでロータリーの交差点がござい  
ますのでここで右折して、こういう形で。

委員 出入口は、基本は左折だけれども。

事務局 はい。こちらは左折でこういう形で出られるのですが、ここはロータリーの交  
差点になって、ここは右折もしくは左折で、河川敷の京都守口線の方へ出られ  
るということになってございます。

委員 それから、もう1点ありましてですね。  
これは時間の問題です。P.25。換気扇等の時間帯が0時になっていますね？稼  
働時間が。

事務局 はい。

委員 ところが、P.17 見ていただきますと、あ、これは私の見間違いですね。分か  
りました。  
あと、0時ですけども、ピタッと止まるのですか？

事務局 閉店時刻が0時までということですので、多少の時間のズレはあるかと思いま  
すが。

委員 お客様の動向とかで

事務局 そうですね。基本は0時でストップするということですので。

委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

会長 よろしいですか？

会長 他に確認の点がございましたら、どうぞ。

委員 聞き逃したのかも分かりませんが、本館と南館は2階部分でつながっている  
ということですか？

事務局 はい。本館と南館とは、専用連絡通路ということではございませんが、市道の  
部分、丁度この間の楠葉中央線を平面交差でということではなくて、立体的に  
横断するということも含めまして、横断歩道橋が設置されておりまして、その

横断歩道橋の両サイドに今ご説明しました本館と南館が隣接しているという形で、本来の中身は横断歩道という形ですが、本館と南館をつなぐ通路という形でも利用されていると。

委員 実質はもう、そこの店舗として、その館同士が直結しているという感じで？

事務局 はい。繋がっています。

委員 西館は独立している？

事務局 はい。そうです。

会長 本館と南館は2階部分でつながっているということですか？

事務局 そうです。

会長 他に、確認していただく点はございますか？

ご質問でも、ご意見でも結構ですけれども。

だいたい交通の部分に集約していくような感じなので、他の点で何かあれば、先ずそこからお伺いしようかなと思ったものですから。

委員 では質問してもいいですか？

ちょっと教えていただきたいのですけれども。

駐車場台数を当初の基準値より十分に取っておられますけれど、これは基準値がもともと低いのか、いわゆる今回はこちらの施設としてそれに対して十分キャパを取っているということなのか、どのように解釈したらよろしいでしょうか？

事務局 先ず一点は、本館もそうですが、南館も新設というご説明をさせていただきましたが、元々はキッズ館というような形で運用されておりまして、その当時から結構な利用があった中で、今回、指針に基づいて算出した基準値よりもまだ余裕を確保できるようにという設置者さんの方のお考えで十分なスペースを取っていると、いうことになっております。

委員 実績値に対しても十分であると？

事務局 そうですね。

委員 分かりました。

会長 他にご質問、確認したい点は？

委員 おそらく、家電量販店さんというのは、ここはされるのですか？

事務局 その辺につきましては、こちらでまだ把握しかねているところです。  
本館の方につきましては、大型店舗としては京阪百貨店、イズミヤ、ダイエー等々入る予定ですが、南館につきましては物販店舗として、どの店舗が入るのかは把握しておりません。

委員 はい。お聞きしましたのは、廃棄物に関する対策で、スライド No. でいきますと本館は 36 で南館がほぼ同様の文章で 69 番ですね。一番下に使用済みのテレビということで、家電リサイクル法に関する記述があるのですが、家電リサイクル法は基本的には家庭ごみを対象にしていると思いますので、法に基づいてしっかりやるということになるのは、家電量販店さんが引き取りをちゃんとしてその置き場を設けるみたいになるのかなと思われまますので。  
事業者が自分のところの冷蔵庫とかをどうするという話とは家電リサイクル法は違うということなので、ちょっとその辺の誤解がないように。

会長 他に。よろしいですかね？また違う論点が出てくるかもしれませんけれども。

委員 ひとつよろしいですか？

会長 はい、どうぞ。

委員 交通の話が出たので・・・。

会長 先ほどの副会長の話ですね。留意事項につけてほしいということですので、ここで議論していただかないといけないので、大事な論点は残してみたのですが。

委員 はい。確認です。  
通学路の説明がありましたよね。それがどこに相当するのか？保育所というのは北東側でしたか？通学路はどの施設まで？  
子どもの交通安全に係わる話ですので、そのところを教えてください。

事務局 通学路につきましては、こちらの方に樟葉西小学校というのがございまして、

こちらの方が通学路になっております。ただし、駐車場の出入口等で分断されるということもありませんし、この道路自体には歩道がありますので十分な安全は確保されているということです。

委員 分かりました。

会長 そうでしたら、先ほど副会長からありました留意事項について、皆さんとご議論したいと思うのですが。

先ほどのご質問にもありましたけれども、十分な駐車台数は確保されているんですが、逆にそうなると沢山の方が車で来られることになって、渋滞というのは助長される恐れがある訳ですが、現状では限りなく交差点の飽和度が1に近い、あるいは1を超えるぐらいの渋滞があるということですよ？

事務局 先ほどの説明の中で、値が1を超えるというのは、本来こういう形で増床と新設を行って、休日一番のピーク時になると、1を超えるという予測値の中での話です。それを予測した上で、現実にはそうならないようにということを含めて、府警本部、あるいは道路管理者等と協議を行い、信号現示の変更と交差点改良等により、それを踏まえた中で予測値が0.7から0.8まで下げたということです。

会長 なるほど。増床して、あるいは新設して、車での来店者が増えるにもかかわらず、新しい計画によってむしろ交通渋滞は、飽和度は下がっているという、大変素晴らしい計画になっているということですね。

それは先ほど言ったコーンとか・・・いろいろありましたね。

事務局 ポストコーンにつきましては、利用者の右折での入出庫によって交通の流れが阻害されるということがありますので、右折での入出庫を防止するために、各駐車場の、本館の方ではこちらの方と、南館に関しましてはこちらの方に関して、ポストコーンを立てて、右折での入出庫を防止するというような形を講じております。

会長 そうすると、ちょっと私よく分からなかったのですが、たとえばこの今の計画値というのは、これは本館でした？

事務局 そうです。

会長 車で来られる方は、場合によっては本館に行くのだけれども、駐車場はその新しくできた南館のところに行って、で、先ほど言われたような2階で繋がって

いるので、買い物はそこに行くと。つまり駐車場を分散することによって、ある意味でこう何て言うのか、新しく南館ができることによって、駐車は極めて円滑にというか、車の来店が円滑に行われる。そういう風に理解していいんですよね？

事務局 はい。

会長 なるほど。で、副会長の説明はですね、駐車場はある意味で分散しているので、それが来店者と言うか、車で来られる方に…

事務局 利用者の方に関しては、逆にこちらの方、南館、西館という形で、駐車場がありますので、その辺りを利用者の方が分かりやすく誘導できるような表示板、副会長がおっしゃっていたのが、駐車場案内板みたいな形というか、そういうような形でできれば一番良いが…ということで、お話はされていたのですが、利用者の方が混乱しないような形で、どの駐車場でも円滑に入れるような情報の表示を、設置者さんにはお願いしたいとおっしゃられておりました。

会長 その点はいかがでしょうか？

委員 私もそれは同じことを考えておまして、要するに駐車場の空き具合ですね、ここが空いていますというのを、しっかりとリアルタイムで表示していただくことによって、運転者が安心できる、その先まで行っても止められると、そうしたら変に道を曲がって、戻ってとかいろいろ考えなくても、その南館の何階に行けばいいと、予め分かるようにする。そういうような空き具合の案内は是非していただきたいと思います。

委員 交通渋滞の話で飽和容量の話がありまして、それは警察の方と協議されているということで、ある種、安心かも分からないですが、開業当初は、やはりいろいろな意味で混乱があります。

それから現在はリターンしてという話がありましたが、そういうことも無くなると思いますので、当初の混乱は多少覚悟しなければならないと思いますが、救われるところは、事業者さんがどちらも京阪電車さんということで、個別に案件は審議していきますけれども、交通の問題については一体に取り組んでいただけるようにしていただきたい。

それから、駐車場の出入口が複数あって逆に混乱してということで、今もありませんように、空き具合が分かるようにと、よく大阪市内でも街中の駐車場で空き、満車の表示がされていますが、やはり一番は案内表示ですが、それが無理であれば交通整理員で対応していくと。どうしても人間の心理としては、近

いところから駐車していくと思いますので、奥の方にも良い駐車場がありますよということを段々お客さんに分かっていただく。少し学習期間を取って誘導員の方がドライバーの方に口頭で宣伝する。そういうことがマンツーマンで温かく伝わっていくように思います。そういうことも事業者さんも一体として考えていただけるように、お伝えしていただければひとつの解決に繋がっていくと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

委員 似たような意見ですが、本館・南館ということではなくて一体として駐車場があるという風に理解しますと、北向きの方が例え南館に来るとしても、本館の駐車場をガイドしますとか、本館に行かれる方も南から来る方は南館の方の駐車場をガイドするとか、そういったサインとか、案内・情報提供なんかでやりますと更に交通状況は緩和されるのではないかなという風に思います。54枚目のスライドですが、その際に南館の自動車の来店経路ですね、この際に、想定されるのは西駐車場の利用なのですけれども、想定はされる部分なのかなと思いました。ただ、この出入口、出入口とありますけれど、出入口で入店するということをお考えますと、出入口の流れというのはあまり実質的にはないのではないかなという風にも考えるのですが、これはいかがでしょう？

事務局 はい。それにつきましては、ちょっと先ほども申し上げたと思うのですが、来店車両の経路設定で、来客車両の誘導につきましては、駐車場への掲示物の設置は考えておられるということで、あとはホームページ等で周知させいくと共に、店舗周辺にも案内看板を設置した上で誘導をするということも考えておられますし、繁忙期等におきましては交通誘導員を増員して円滑な流れを作って誘導させるというようなことも考えておられますので、その辺は正直なところ慣れるまでといいますか、当初は確かに多少なりとも混乱というのが考えられると思いますが、掲示物、ホームページ等の中でのPR、交通誘導員等によりまして、円滑な誘導になって行くのではないかと考えられます。

委員 出入口というのは左折の出店場所でもあるわけですね？ そう言う意味で直進する車に対しては、かなりバリアになるかなと思いましたので、なにかこの辺の有効な使い方や誘導の仕方などは、留意点なのかなと思いました。

会長 ありがとうございます。既に設置者が交通計画と言いますが、来店経路の誘導とかを書いている部分もあるわけです。それをきっちりと履行していただきたいというのは、あえてと言いますが、重ねて言うことは勿論留意事項では出来るのですけれども、その点と、そこに書いてないような、副会長の空き駐車場の情報などにつきましては、



必ずしも設置者側は書いてなかったという風に考えていいのですかね？

事務局 そうですね、表示までというのはなかなかちょっと。

会長 分かりました。

それと、先ほど設置者が京阪電鉄さんだということがあって、こういう場合、大店立地法というのは渋滞とか、そういうのを無くしたいということで、出来るだけ駐車台数は確保しなさいというような方針だと思うんですけど、他方では車で来店することによって、環境問題を巻き起こす怖れもありますので、こういう場合は出来るだけ公共交通を利用するような、周知徹底をしていただきたいと思います。

車で来られた場合にはもちろん十分な駐車台数は確保する。しかし、そのプロセスの中で渋滞とかが起こる可能性があるので、そういうことを考えますと、あるいは環境のことを考えると、できるだけ公共交通を利用して来店するような呼びかけと言いますか、周知徹底と言うのも合わせてやっていく。これを留意事項で付け加えたいと私個人的には思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

委員 今回シネマコンプレックス併設ということで、10スクリーンあるようですが、終わる時間で人が集中して出てくるといようなことになって、たとえば、上映される初日が土日とかで集中した場合とか人気作があった場合などに、ほぼ同時に駐車場から行くであろうというような流れが想定されます。そうすると、ちゃんと経路はあるのですけれど、この次の信号で信号待ちになって止まる。そうすると何台か並ぶというようなこともあるかと思しますので、その辺を気にして誘導とか待避する場所のことを考えていただきたいと思いました。

会長 そのくらいシネマコンプレックスがお客さんでいっぱいになると、良いことだと思うのですが。夜の最終の上映って家の近所でも少ないぐらいなので…。他に何かありますでしょうか。

委員 もう一つよろしいですか？丁度いまスライドが映っているので。ここは対面通行ですか？

事務局 はい。

委員 交通量は計っているのですか？

事務局 そちらは…。

委 員 これは南館ですね？

事務局 そちらは南館になります。

委 員 ここの交通量は、推測ですが、こちら側が大学で交通量はそんなにないと思うのです。  
今後検討してもらったらいいかなと思います。ここは一方通行ですか？

事務局 現状は一方通行です。

委 員 どっち側に？

事務局 左から右です。大学の出口は確かこちらにはなかったと思うのですが。

委 員 逆の方がいいかなと思っているんです。  
これだと渋滞の要因が出てきそうです。通常、そんなに車が通ってないと思っているが、現状が分かりません。むしろこっち向けに流し、こちらに迂回させて出た方が全体の交通量がもっとよく流れるのかなと思ったのです。  
それは課題ではありませんので、そういうことも一応視野に入れて次の交通対策を検討していただければと思います。提案みたいなものです。

会 長 今のご意見は、口頭でもよろしいですか？

委 員 それで結構です。

会 長 いくつか留意事項というのにはレベルがありまして、文書にして付帯意見として言う場合と、口頭で言う場合とがあるので、今の意見は口頭ということで。

委 員 警察も係わる話ですので。

会 長 そうですね。

委 員 将来的にそういうことも考えていただいたらいいです。

会 長 はい。

他に？ だいたい意見は頂戴したことになりましたか？

沢山ご意見をいただいたので、もれている可能性もあるのですが、まず、本 2

件については、先ほど事務局から提案がありましたように、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、なしということでご異議ございませんでしょうか？

委員 ただ1点、南館の方の意見と本館の増床の意見と数が違うと先程チェックしていたのですけれど。南館の方の2と3・・・、こちらは多いのですかね？  
P.71です。

会長 住民意見ですね？

委員 スライドのP.71です。ここだけ少し確かめておきたいのでよろしいですか？数の多いのを取り上げている訳じゃないのですが、意見の内容として出入口の位置変更などとか、そういうことをおっしゃられたということでもよろしいですか？位置変更の意見が2、3と。

会長 ちょっと説明していただきたいと思いますが、2と3については、要するに住民からの意見が出て、そして設置者の側も知っていて、どのように対応するかということも把握されている訳ですよ？

事務局 はい。

会長 ではその部分を説明していただけますか？

事務局 南館につきまして、7件提出された中で、委員もおっしゃられました、「駐車場出入口について位置の変更等により、騒音防止に努めること。」「夜間における騒音等が周辺の生活環境に悪影響を与えることがないように、駐車場の出入口位置の変更、閉店時刻の見直しを行うこと。」ということですが、それも含めまして、いろいろ検討はしておりますが、先ほどの説明のとおりというような形になっています。

会長 住民の方は、それこそ自分の目の前だったりするので、できれば変更してほしい。あるいは営業時間を短くしてほしいという風に言われる訳ですけども、また他方ではそういうサービスを求めて来店される方もいらっしゃるって、果たしてこれが合理的かどうかということから考えないといけないことだと思うのですが・・・。設置者側がいろいろ考えていただいて、それで合理的だと我々が判断すれば、先ほどのような形で営業時間とか、たとえば出入口の変更ですね、これについては提案された内容で認めるということなると思うのですが、それでよろしいですか？

委員 はい、それでよく分かりました。  
あとですね、こういう住民から意見が出たということは、見方を変えれば事業者にとって配慮することを教えてもらったとも取れます。ただこれは事業者さんには口頭で伝えるのでしょうか？要するにコミュニケーションですから、伝わっていかないと意味がありませんので、審議会の意見書としては出ませんけれども、先ほど先生がおっしゃったレベルがある。けれども、やはりこういう意見が出たことを事業者に一応伝えておくことは重要だと思います。どういう手順というのですか、それはどういう風に？

会長 事務局、そのあたり説明を。

事務局 意見書につきましては先ほども申しあげました中に、意見書が出た部分で5月17日から1箇月間縦覧期間ということもさせていただいておりますので、当然のことながら事業者さんの方でも今回の市民の方から出されている意見というのは十分ご理解・把握はされていると考えております。

委員 いえ、私が申し上げたかったのは、枚方市さんが事業者さんに意見はありませんということ、文書で回答される予定だと思うのですが、その時にこういう住民からの意見もありましたとか、審議会でこういう意見が出ましたということ伝えていただきたいということが質問ですが。

事務局 その件につきましては、今委員がおっしゃられたような形で、当然のことながら審議会で確定した答申以外で、こういう形の部分もありましたという報告ということはさせていただきます。

委員 その時に、騒音の話がありましたですね？  
基準以下とか、まあこれは等価騒音ですので平均化されてしまいますので、実際にはピーク騒音とかが起こったりしますので、そういう時にもなにか対応していただけるように、事業者さんにお伝えしていただければなということが私の最後の意見です。

会長 今の点について説明をお願いします。

事務局 はい。騒音につきましても先ほど副会長の意見として交通渋滞ということでお話がありましたが、開店後、事後においても騒音も含めて何らかの問題が発生した場合、また周辺住民等からご指摘等があった場合、これで終わったと言うことではなく、関係者を集めて協議の場等を設けて適切に対応していただくと

いう形で、交通渋滞だけではなく他のことについても同様と考えております。

会 長 大店立地法というのは、あくまでも予測のレベルで、転ばぬ先の杖といいますが、事前にこういうことが起こらないであろうということをやる法律で、事後的に起こっても何の強制力もない法律なんです、その辺は別の、環境であれば環境のところでもまたやっていただくと、そういうような棲み分けになっています。

で、第4項の規定による意見はなしと。ただし、留意事項というのはその次に続くのですが、先ほど申し上げたように、これ口頭で言うか文書にするかという、いくつかレベルがありまして、文書にした方がより厳しいといいますが…、ということで、先ほど委員の皆さんからいただいたご意見は留意事項としてつけるということで、今から申し上げないといけないんですが。

委 員 先走ってすみません。

会 長 いえいえ。

第4項の規定については意見はなし。

ただし、留意事項あるいは口頭での事項として、一つは、設置者が提案している、例えば来店経路の誘導などで設置者が提案している内容があるので、これについてはきちんと履行すること。これが1点目。

2点目は、副会長からも意見が出て、ここでも議論になりましたが。駐車場の空き情報ですね。こういう情報について、提供できるようなしくみを考えてほしいと。

それから、3点目が、これは副会長からの意見で、先ほど事務局からの説明がありました、開店後、予想されたよりもたとえば渋滞が発生するとか、あるいは周辺住民から意見が出た場合、これを関係機関と適切に打ち合わせて対処すること。

それから私が言わせていただきました、渋滞等をできるだけ軽減するために公共交通機関の利用を設置者側が周知徹底するように努めていただきたいと。

これを、留意事項として、文案につきましては後ほど事務局と相談させていただきまして、いろいろ問題のないような形にしたいと思いますのでご了解いただけますでしょうか。

それから、口頭では先ほど一方通行なのかどうかというお話がありましたけれども、より効率的な交通体系といいますが、そういうことも今後睨んで考えていただきたい。これはまあ口頭で、というぐらいで。よろしいですかね？

(「はい」の声)

他になにか付け加えることがあれば・・・。

よろしいですか。

それでは、この件につきましてはそういう形にさせていただくということにいたします。

続きまして、最初の委員会なので随分最初のところで盛り上がってしまいました。時間は沢山取ってありますけれども、次に（仮称）枚方市大峰南町物販店舗【新設】について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （審議案件3 （仮称）枚方市大峰南町物販店舗【新設】について説明）

会長 ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆さまからご意見・ご質問頂戴したいと思います。

委員 確かめたいところがあります。スライドの87ですが、騒音発生源という資料がありますが、排気口と空調機はどこにあるのですか？  
車両ドア開閉音の位置の印は菱形ですよ？設備音の排気口と空調室外機、これは設備ですけど、図には出てない気がするんですけど。

事務局 ちょっと図面の方が小さくなっていますが、黄色の四角が建物になっていて、その左側の側面のところに設備が配置されております。

委員 K - 1 とか？

事務局 そうですね。K - 1 から下に5、6、7と。

会長 K - 1 ね、ここ。はい。

委員 これはファンになるのですか？

事務局 こちらファンになっております。

委員 室外機は別のところに？

会長 右側ですね。

事務局 室外機は右側です。

委員 右側の白四角の印ですか？

事務局 はい。

委員 なるほど、分かりました。

会長 他にご質問・ご意見ございませんか？

委員 質問をしましたのは、敷地の西側に民家が並んでいます関係で、確かに音の量としては一応OKとなっておりますが、音の質の問題があります。要するに営業時間帯にずっと動くわけですね。そうすると、そういう定常音が、低周波もありますけれども、民家に伝わっていくと考えますと、苦情が出る確率がかなり高いということを心配していました。ところが室外機は東側ということで隣は工場でしたか？ということで、それほど心配する必要はない。そういう視点から質問させていただいた次第です。

会長 はい。分かりました。  
他に？質問していただく点ございませんか？よろしいですか？

(異議なし)

会長 それではこの案件につきましては、ご質問はいただきましたけれどもご意見はなかったもので、事務局の提案どおり大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はなし。それから、留意事項もなしということで確認したいと思います。  
ありがとうございました。

事務局 本日は、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。  
事務局からの事務連絡でございますが、今後の予定ということでございますが、現時点で新規・変更の届出書の届出はございませんので、年内の実施は無いと思われませんが、開催の予定が決まりましたら、連絡・調整等させていただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。  
本日は、どうもありがとうございました。